

## ①諮問事項の概要

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」において、「経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する」とされ（別添2参照）、これに伴い、瀬戸市国民健康保険条例中所需の事項を改正するもの。

（第3回運営協議会後に、国から上記内容を含んだ条例改正例が示され、国保年金課及び法務担当と検討した結果、法と市条例の施行期日を合わせるべきとの判断に至ったもの）

## ②諮問事項の補足説明

## 【退職者医療制度とは】

会社などを退職し被用者保険（政管健保、組合保険、共済組合等）から国民健康保険に移行した（切り替えた）方の医療給付費等を、退職者自身と被用者保険の現役被保険者が共同して負担する制度です。医療機関での自己負担割合や保険料は一般の方と相違ありません。

なお、次の条件の方が退職者医療制度の被保険者となります。

## 退職被保険者本人

- ①国民健康保険に加入している方
- ②厚生年金法や被用者年金各法の受給権があり、国民年金以外の加入期間が20年以上もしくは40歳以降で10年以上である
- ③65歳未満

## 退職家族

- ①国民健康保険に加入している方
- ②退職被保険者本人と同一世帯であり、主として退職被保険者本人の収入によって生活している配偶者および三親等内の親族
- ③年間収入額が130万円（60歳以上の方は180万円）未満
- ④雇用保険を受給していない
- ⑤65歳未満

## 【退職者医療制度廃止に係る経緯】

新しい高齢者医療制度（後期高齢者医療保険）の創設に伴い、平成20年4月に退職者医療制度は廃止されましたが、その際平成26年度末時点における65歳未満の退職被保険者等については、65歳に到達するまで経過的に制度を存続することとされました。

この経過措置について、令和4年度時点で対象者が全国で22名まで激減し、保険者間の財政調整機能がほぼ無くなっていることから、業務スリム化・事務コスト削減のため、前倒しして令和6年4月に廃止することとなりました。（本市も対象者はいません。）

## ③その他

今回の条例の一部改正案について、運営協議会から承認の答申がいただけた場合は、令和6年1月26日に開催されました令和5年度第3回運営協議会において答申いただきました条例の一部改正案の内容と合わせて1つの議案とし、令和6年3月議会に諮る予定です。